

はーとふる

Heartfull

2008.3.1
VOL.40

CONTENTS

福祉の仕事とは？

福祉の資格

情報掲示板

人材レポート

インフォメーション

福祉の仕事をお探しの皆様、ネット紹介システムをご存知ですか？

ホームページ「福祉のお仕事」<http://www.fukushi-work.jp/>で全国の福祉人材センターの求人の検索閲覧・応募ができます。

■使い方

- ①「お仕事検索・応募」で宮城県を選択し、検索条件を入力して 基本検索します。
- ②「事業所基本情報の表示」をクリックすると、事業所の連絡先がわかりますので、応募したい求人先に連絡をし、求人応募用紙を発行し、その他必要書類（履歴書 資格証明書の写し等）を郵送又は持参してください。（応募方法は、事業所の指示に従ってください。）

※事業所によっては、人材センター窓口で発行する紹介状が必要な場合があります。その際はセンターまでお問い合わせ下さい。

事業所の皆様へ

ホームページ「福祉のお仕事」から、求人票の入力ができます。「福祉のお仕事」の「求人事業所方へのサービス」をクリックすると、事業所専用のページが開きますので、「新規の方はこちら」へすすんで下さい。最初は事業所情報の登録になります。

ネットを入力していただくと『事業情報公開機能』が利用できます。事業所の経営理念やサービスの特徴、職員体制、ボランティアや施設見学など、求人票だけでは伝えきれない『求職希望者が知りたい情報』を幅広く詳細に公開することができます。（この機能はネットを入力していただいた場合にご利用いただけるシステムです。）

求人がない場合、事業所を登録するだけでも構いません。事業所の詳細情報を入力することで、求職者の方に、広く事業所のPRをすることにつながります。是非ご利用になってみて下さい。
※従来通り窓口での求人取り扱いも引き続き行っております。

◆雇用対策法の改正に伴う年齢制限の禁止について

雇用対策法が改正になり、平成19年10月1日から、事業主は労働者の募集及び採用について、年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないこととされ、年齢制限の禁止が義務化されました。

この年齢制限の禁止は、人材センターを通じて求人を行う場合や事業主の皆様が自ら募集・採用する場合を含め、広く適用されます。（なお、合理的な理由がある場合、一部例外的に年齢制限を行うことが認められる場合があります。）

各事業所におかれましては、今後の求人募集に際しましてご留意くださいますようお願いいたします。詳細は人材センターまでお問い合わせ下さい。

福祉のお仕事してみませんか

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
宮城県福祉人材センター 受付時間・9:00～16:00(平日・第3土曜日)
休 日・土曜・日曜・祝祭日・年末年始

TEL 022-262-9777 FAX 022-261-9555

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目7-4 宮城県社会福祉会館1階

ネット紹介システム「福祉のお仕事」<http://www.fukushi-work.jp/>



福祉の仕事とは？

福祉には、たくさんの種類の職場や職種があり、そこで求められる知識はさまざまですが、基本は、「人が人を支える仕事」ということです。保護を必要とする子どもやお年寄りの方、障害を持った方などが対象となります。人を相手にする仕事ですから、厳しい面もありますが、やりがいをもって取り組むことができる仕事でもあります。

ここでは、福祉の職場と仕事について簡単にご紹介します。

福祉の職場

●高齢者施設・事業所

特別養護老人ホーム・軽費老人ホームなどの入所施設や、デイサービスセンター、通所リハビリ施設などの通所施設、在宅の方の家に伺ってサービスを提供する訪問型の事業所などがあります。

仕事の内容

●介護職員

食事・入浴・排泄・着替えなど身の回りのお世話をすることが中心です。また施設の行事やレクリエーションを企画・実施します。

●生活相談員・生活指導員

利用者の方の相談援助業務のほか、外部機関（福祉事務所・医療機関など）との連絡調整をします。利用者の方の介護にあたることもあります。

●介護支援専門員

介護保険制度に基づいて、介護保険施設、又は居宅介護支援事業所においてケアプラン（介護サービス計画）を作成します。

●ホームヘルパー（訪問介護員）

在宅で介護または生活援助が必要な方の自宅を訪問し、身体介護や、入浴介護、外出時における移動の介助、調

●身体障害者施設

体に障害のある方が、生活訓練や職業訓練などを行う施設です。身体障害者授産施設・身体障害者更生施設などがあります。

仕事の内容

●介護職員

食事・入浴・排泄・着替えなど身の回りのお世話をすることが中心です。

●生活支援員

利用者の方の生活援助や、介護にあたることもあります。

●知的障害者施設

知的障害を持つ方が生活訓練や職業訓練などを行う施設です。知的障害者授産施設・知的障害者更生施設・グループホームなどがあります。

仕事の内容

●生活支援員

社会的自立を図るために必要な日常生活及び作業の支援を行います。

●作業（職業）指導員

授産施設等での授産品の作製における作業指導や日常生活の援助を行います。

●精神障害者施設

精神障害の方の社会復帰を図るための施設です。精神障害者授産施設・小規模意作業所・グループホームなどがあります。

仕事の内容

●生活指導員

社会復帰のための日常生活全般にわたる生活指導、援助をします。又、職業生活に適應するための訓練や助言、関係機関との連絡・調整を行います。

●児童関係施設

18才以下の子どもの対象とし、児童福祉に関する事業を行う施設です。保育園・児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設などがあります。

仕事の内容

●保育士

子どもの基本的な生活習慣の取得や健康管理などを行います。

●児童指導員

児童の自立促進や生活指導の援助などをを行います。

福祉の仕事

●勤務形態について

福祉の施設・事業所には、在宅での生活が困難になった人が入所し、施設内で生活を送る「入所施設」、自宅で生活しながら、介護や食事、入浴等のサービスを提供するために利用者が通う「通所施設」、自宅で生活する人のために、介護や食事、掃除や身の回りのお世話を「在宅サービス事業所」などがあります。

入所施設では、施設の中で生活をする利用者の生活を24時間通して支えています。そのため、勤務時間も日勤（朝から夕方まで）だけではなく、早番や遅番、夜勤、宿直など交代で担当するローテーションの勤務体制になります。

通所施設は、利用者への中での介護等のサービス提供を目的としているので、原則として、交代制勤務はありません。（ただし、施設によっては他のサービス提供事業所を併設している場合もあり、その事業所の勤務も担当するなどして、宿直や交代制勤務などがある場合もあります。）

在宅サービス事業所の場合は、利用者の意向に沿って、24時間サービスを提供する事業所もあります。その場合は早朝

■表1

(例) シフト表

	朝食	昼食	夕食	消灯	巡回							
	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	24:00	2:00
早番1			6:30~15:30									
早番2			7:00~16:00									
平常			8:30~17:30									
遅番1						11:30~20:30						
遅番2						12:00~21:00						
夜勤									15:00~翌日9:00			

※人数や施設によりローテーションは異なる場合があります。

■表2

(例) 夜勤

	朝食	昼食	夕食	消灯	巡回							
	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	24:00	2:00
日曜			早番(6:30~15:30)									
月曜									夜勤(15:30~翌日9:00)			
火曜												
水曜			休	み								
木曜			休	み								
金曜					平常(8:30~19:30)							
土曜					遅	番(10:00~19:00)						

※人数や施設によりローテーションは異なる場合があります。

(例) 宿直

	朝食	昼食	夕食	消灯	巡回							
	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	24:00	2:00
日曜					平常(8:30~17:30)							
月曜					早番(6:30~15:30)							
火曜						遅番(10:00~19:00)						
水曜						平常+宿直(8:30~翌日9:30)						
木曜												
金曜				休	み							
土曜				休	み							

※人数や施設によりローテーションは異なる場合があります。

『夜勤』と『宿直』の違い

『夜勤』とは、休憩時間以外は、介護などの業務にあたることをいいます。『宿直』の場合は、原則として業務時間ではないため、宿直室などで待機し、必要がある場合だけ対応します。それ以外は睡眠時間になり、拘束されているものの、所定労働時間とはなりません。業務に就いた場合は時間外手当が支給になります。

●福祉の仕事に就くために

求人情報はインターネット「福祉の仕事」で検索・応募することもできますし、人材センターの窓口で閲覧も可能です。資格の有無や、福祉の業務経験の有無などをチェックしながら、自分にあった仕事を探してください。（ネット上で応募もできます。）

職員募集は、在籍している職員が退職する際に募集をするケースが多くなっています。その他、秋の新卒・一般採用、事業所の新規開設に伴う募集などがあります。

選考方法は、面接のほか、作文・筆記試験を取り入れているところもあります。対人関係の仕事のため、なにより重視されているのが面接です。面接当日は時間に遅れない、身だしなみを整えるなど、一般人としてのマナーを守って行動するようにしましょう。

また、採用の際は、労働条件（業務内容・労働契約の期間・就業の場所・賃金・社会保険の加入など）について、確認をするようにしましょう。採用後のトラブルを未然に防ぐためにも、労働条件の確認は大切です。

平成19年度 福祉の仕事ガイダンス

10月18日（木）福祉の仕事ガイダンス～福祉の就職総合フェア2007～をアエルで開催しました。

福祉分野での雇用環境の変化等で福祉の仕事を目指す方は減少の傾向にありますが、高齢者人口の増加に伴い、介護分野における求人への拡大は続いています。このような中、今回は327名の参加がありました。

福祉施設・事業所の求人側から、32事業所の参加をいただいたほか、ハローワーク・ナースバンクの相談コーナーや資格取得相談コーナー等を設置し、個別にじっくり面接していただきました。

ガイダンスに参加いただいた方々の声をご紹介します。

参加求人側の声

- ・福祉の仕事希望している方と多くお話ができ、関心を持っていただけて安心しました。
- ・多くの求職者と面談できてよかった。
- ・学生が多く良かったのですが、一般の方にももっと来て頂きたかった。

求職者の声

- ・福祉の現状や資格など、必要なものがわかってよかった。
- ・施設ごとの違いがわかってよかった。
- ・希望する分野がなくて残念だった。
- ・介護員以外の職種ももっと参加してほしい。



平成19年度 福祉の職場説明会

12月6日（木）仙台市シルバーセンターを会場に福祉の職場説明会を開催、87名の参加がありました。

当日は、「福祉の職場に求められる人材とは」というテーマで、社会福祉法人わらしべ舎 理事長の中村晴美様より講話をいただきました。

「皆が一緒（画一的な平等）ではなく、障害がある人の生活を障害のない生活に限りなく近づけること。そのチャンスを与えてチャレンジできることがだれにも平等にあること。それがノーマライゼーションだと思います。」

社会的弱者といわれる子ども、障害者、高齢者も人間としてはみんな平等であり、相手の人格を認め、尊重することが大切です。心の底からそう思える人でないと、福祉の仕事は務まりません。してあげる人・受ける人という考えの人は、向きません。しかし、それはその人だけにしかわからないことです。自分の心に問うてみてください。

職場では、笑顔と明るさと活気が大切です。チームワークがよくない職場はいい支援ができません。気配り・目配り・心配り・相手の人格を尊重できる人。そして自分を律することができる人。それが福祉の職場に係わる人間として大切なことだと思います。」

講話を聞いた方々は、「福祉の仕事を目指す者にとって、大切なことを学ばせてもらった」「障害者の方々と関わる仕事に対して興味を持った」「福祉の分野の楽しさややりがいを改めて感じる事ができた」など、福祉の仕事について改めて見つめなおすきっかけとなったようです。

午後からはミニガイダンスを開催。個別面談ブースとして、21事業所の参加をいただきました。



情報掲示板

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正する法律が公布されました。

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する規律案」が成立し、平成25年1月に実施される介護福祉士の国家試験からは、これまで試験を受けることなく資格取得できた養成施設卒業者も国家試験を受けなければならなくなります。また、3年以上の介護実務経験者は新たに6ヶ月以上の養成教育課程を受講したうえで国家試験を受験することとなります。（平成24年4月より施行）

また社会福祉士の資格取得方法も改正になり、社会福祉士養成課程を終了後、2年以上の実務経験を有し、6ヶ月以上の養成課程を経たものに、国家試験の受験資格を付与することとなります。（平成21年4月より施行）

福祉の仕事移動相談会を開催しました。

平成18年度より、地域における福祉人材の確保とその推進を図ることを目的とし、宮城労働局・ハローワークのご協力をいただき、開催しています。今年度も仙台市、大河原町、大崎市古川の3地域に分けて行いました。

これから福祉の仕事をしてみたいと考えている方々より、資格取得の方法や職種についてのご質問などを受けました。この移動相談会を通して、少しでも多くの方々に「福祉の仕事」に関心を持っていただき、就労に結びつくことを願っています。

来年度も開催予定です。詳細が決まり次第、県社協のホームページ（<http://www.miyagi-sfk.net/>）の人材センターのコーナー又は福祉のお仕事（<http://www.fukushi-work.jp/>）に掲載いたしますのでご確認ください。

平成19年度新規介護等職員研修会

人材センターの新たな試みとして今年度から開催しました。

この講座は、①福祉職場において初めて介護職への就労を希望している方②以前介護業務に就いていて、再就労を希望している方を対象として、11月16日（会場：イズミティ21）と22日（会場：泉区中央市民センター）の2回実施しました。

講師に株式会社シンフォニーケア常務取締役の井上博文氏をお迎えし、地域に根ざした福祉サービスのあり方、地域で支えるこれからの福祉等について講義をしていただきました。その後、小規模多機能施設シンフォニー将監・シンフォニーさくらの家・サテライトリハビリセンターいずみの3ヶ所に分かれて見学及び実習となりました。

受講された皆さんからは、「大規模施設と違い、利用者が自分のペースでゆったりとすごしている姿に、介護本来のあるべき姿を感じた。」「一人ひとりに合わせた介護がされていると実感した。」などの感想をいただきました。

実習後に行ったワークショップでは、「介護サービスとは、『〇〇さんに必要なものは何か』ではなく、『自分が〇〇さんと同じ状況になったときに必要なものは何か』に置き換えて考えることであり、たとえ足が不自由になっても元気なときと同じ生活に近づくことができるようお手伝いすることでもあります。」という井上氏の話に全員が納得した研修会でした。

平成20年度におきましても、こういった福祉への扉を開くきっかけとなるような研修を実施する予定です。



人材センターにおける平均賃金情報

宮城県福祉人材センターでお預かりした求人の賃金統計（平均値）をご紹介します。

（平成19年10月～12月の期間で算出しています）

●月給

職 種	平均賃金（求人件数）
介護職員	141,723（137件）
相談・支援・指導員	147,078（46件）
介護支援専門員	216,350（12件）
ホームヘルパー	142,685（16件）
セラピスト※	207,516（11件）
看護職	185,883（52件）
事務職	131,400（4件）
栄養士	166,200（4件）
サービス提供責任者	154,184（8件）

※セラピスト：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

●時給

職 種	平均賃金（求人件数）
介護職員	821（199件）
相談・支援・指導員	875（8件）
介護支援専門員	1,300（4件）
ホームヘルパー	1,024（133件）
保育士	858（3件）
看護職	1,156（21件）
事務職	875（4件）
サービス提供責任者	750（2件）